

企業年金ニュース 第65号

平成21年2月

前回は、確定給付年金と確定拠出年金についてご案内させていただきましたが、今回は、アイ企業年金基金の給付のしくみについてご案内させていただきたいと思います。

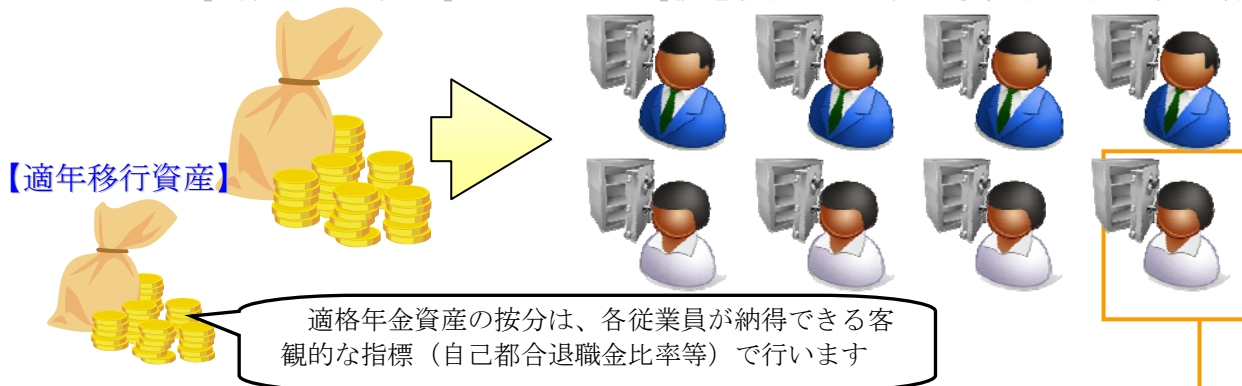
積立金の管理

積立金は個人毎に個別に管理され、退職時に一時金として受けることができます。

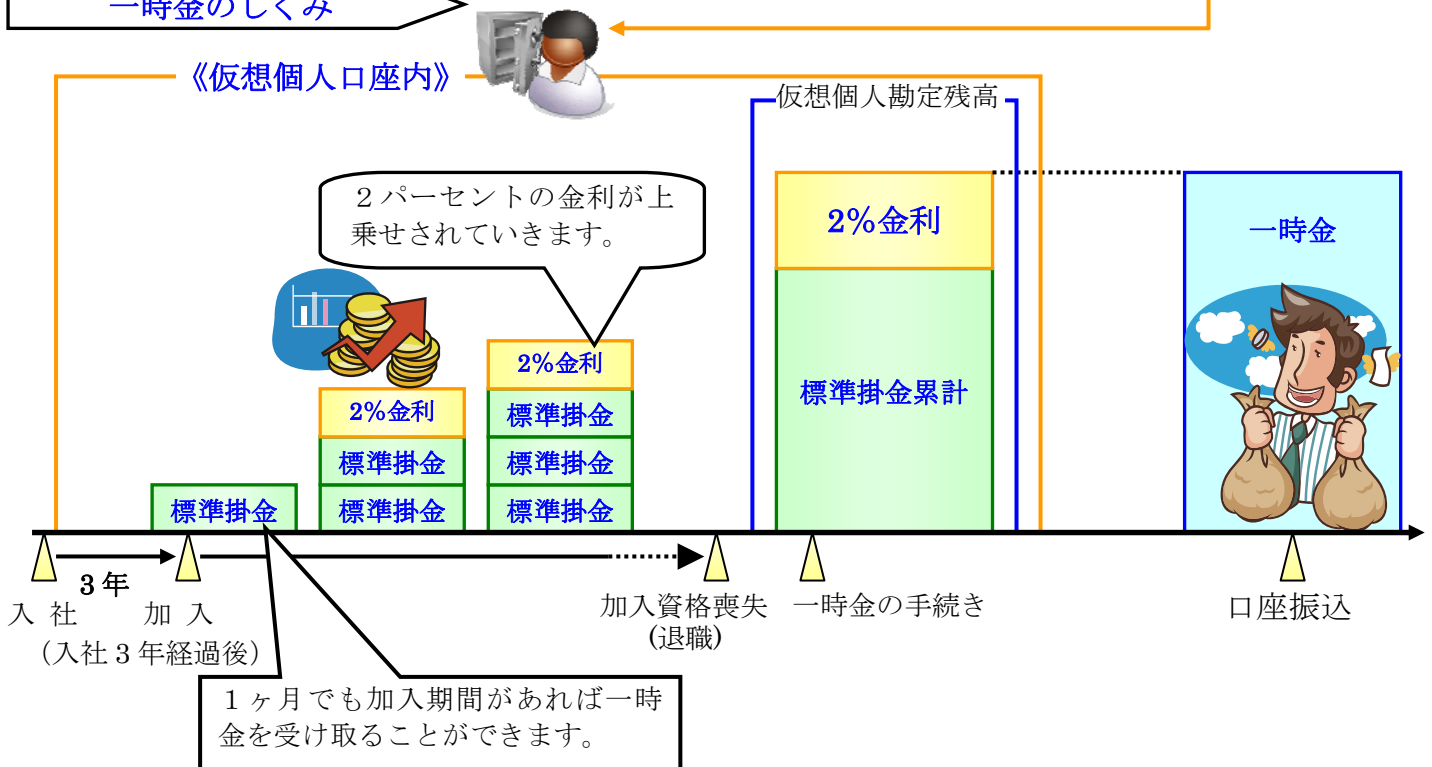
会社から毎月納められる掛金は、個人毎の仮想個人口座に振分けられ仮想個人勘定残高として積立管理されます。適格年金からの移行資産があった場合は、移行資産を個人毎に按分され仮想個人勘定残高として管理されます。

【会社からの掛金】

【仮想個人口座（加入員一人一人を個別管理）】



一時金のしくみ



※掛金額および受給額は、加入コースと加入期間により異なります。

一定の条件に該当する人は一時金を分割して年金として受け取ることもできます。

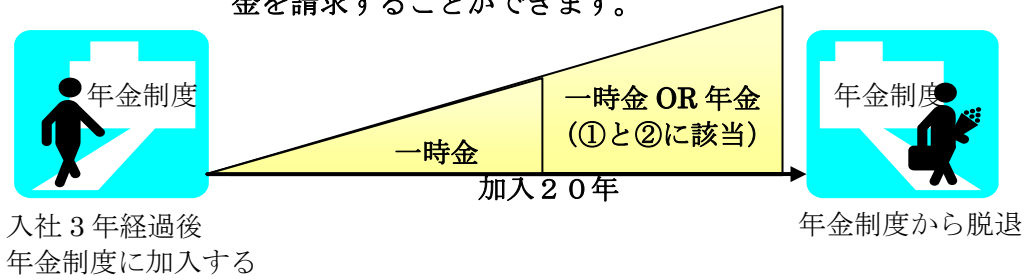
【裏のページをご覧ください。】

年金のしくみ

アイ企業年金基金には入社3年経過後に加入し、1ヶ月でも加入期間があれば一時金を受け取ることができますが、次の二つの条件に該当する場合は、一時金としてではなく年金として請求することができます。

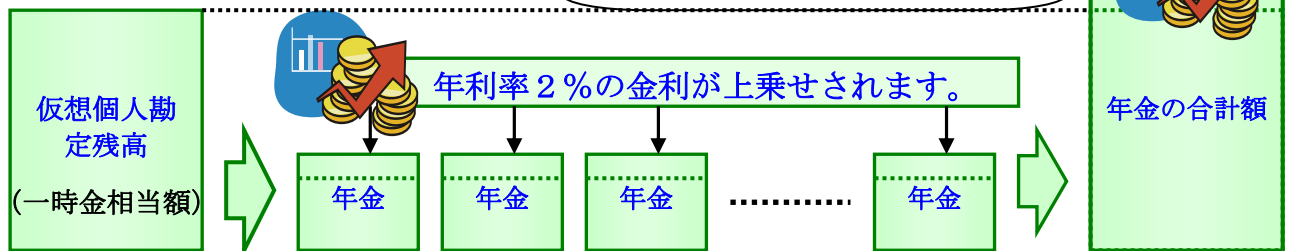
① 20年以上加入している場合

② 60歳を迎えた場合 ※60歳前に退職された場合でも60歳まで一時金の受け取りを待つことで年金を請求することができます。



◇年金で受け取ると、金利が上乗せされます

2%の金利が加わることで年金の総受取金額は一時金より多くなります。



例えば、仮想個人勘定残高が300万円で受け取り期間が10年であった場合、年金の合計は3,316,000円となります。316,000円が2%の金利分となります。

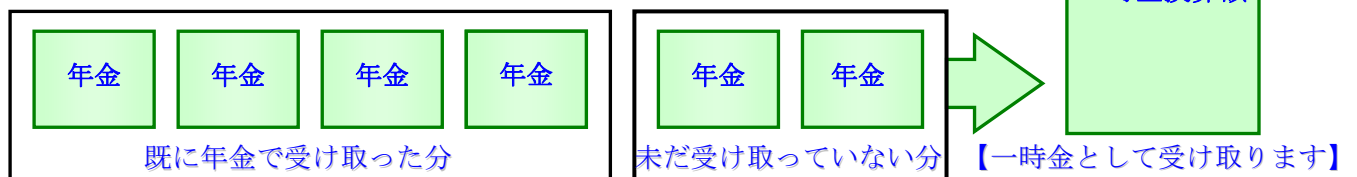
◇年金を受け取る期間を選択できます

年金を受け取る期間を5年間又は10年間のいずれかの期間で年金請求時に選択します。

年金は3月6月9月12月と3ヶ月ごとに受け取ります。

◇年金で受け取っている途中で年金の残りを一時金で請求することができます

年金でまだもらっていない分を一時金の金額に換算して受け取ります。



一時金と年金に分けて受給することができます。

一時金と年金の組み合わせを次の5つのパターンの中から選択し、受け取ることができます。

パターン1	パターン2	パターン3	パターン4	パターン5
すべて一時金	1/4を年金 3/4を一時金	1/2を年金 1/2を一時金	3/4を年金 1/4を一時金	年金で受給

アイ企業年金基金では、当基金で積み立てていただいたものを皆様にお受け取りいただくまで一人一人大切に管理しています。ご質問がございましたらお気軽にお問い合わせください。

前回、古本屋に323冊本を売りにいって4,780円になったお話をしましたが、今回も53冊と先回に比べ少ないですが本を売りにいきました。すると、1,510円で売却。自宅に帰宅後、レシートを確認すると前回より売単価が10円高いことに気づきました。店員の打ち間違いか？まさか前回の値段が間違いなのか！？そうすると3,230円損したことになるし…。レシート捨てちゃったよ。まさか今日は高く買い取ってくれる日？…とするとやっぱり損してる。要確認ですね。(尚)



アイ企業年金基金

〒453-0804 名古屋市中央区黄金通1-18
愛鉄連厚生年金基金会館7階
TEL・FAX:052-481-5608
E-mail: aikikin@mediacat.ne.jp
窓口開設時間: 平日(祝日を除く) 9時~17時